

藤枝市議会傍聴規則の一部を改正する規則

藤枝市議会傍聴規則（昭和 42 年藤枝市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（傍聴の手続）

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順に交付し、傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴証は、会期ごとに報道関係者及び議長が特に必要があると認める者に交付し、傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

4 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

第 4 条の見出しを「(傍聴券等の返還)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

第 4 条第 2 項中「終わったときは」の次に「、これを」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。